

令和元年度特定課題評価における実施方針

1 趣 旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和元年度特定課題評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 令和元年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、特定課題評価を実施する。
- (2) 道民目線に立った効果的・効率的な政策評価制度について論点整理を行うため、基本評価制度等を評価対象として、より実効性と客観性を確保した評価制度について検討する。

3 評価の対象

- (1) テーマ
分かりやすい評価制度について
- (2) 対象
基本評価制度等

4 評価の視点

- (1) 評価に関する情報が、分かりやすく道民等に提供されているか
- (2) 総合計画や施策目標の達成に向け、より効果的な評価制度となっているか
- (3) 評価事務におけるプロセスが効率的になっているか

5 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和元年8月1日現在の基本評価制度等について評価を実施する。

6 評価の実施方法

道民目線に立った評価調書のあり方や、効果的・効率的な政策評価制度について、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行う。

7 評価結果の反映

専門委員会での審議を踏まえ、評価結果を取りまとめ、次年度策定の「政策評価制度の見直しの方向性」に反映させる。

8 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（専門委員会議事録、評価の結果等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努める。

9 道民参加の推進

- (1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

10 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。